# 山添村ふるさと納税支援業務
# 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 11 月

山添村　地域振興課

# 山添村ふるさと納税支援業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、山添村ふるさと納税支援業務の受託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

## １　業務概要

（１）業務名称

山添村ふるさと納税支援業務

（２）業務目的

本業務は、山添村（以下「本村」という。）が実施するふるさと納税に係る業務について、民間事業者が持つノウハウや体制を活用することで業務の効率化を図るとともに、ふるさと納税制度を効果的に活用し、本村を応援していただく寄附者を増やすほか、本村の地場産品の魅力を広く発信することにより、寄附の拡大による自主財源の確保及び地域の活性化に繋げることを目的とする。

（３）業務内容

業務内容は以下のとおりであり、詳細は別紙「山添村ふるさと納税支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

ア　寄附受付に関する業務
イ　寄附情報等の管理に関する業務
ウ　ポータルサイトの運用管理に関する業務
エ　返礼品の発注・集荷・配送・在庫管理に関する業務
オ　返礼品協力事業者との連携・関係構築に関する業務
カ　返礼品の新規開発・開拓、既存返礼品の魅力向上に関する業務
キ　広報・プロモーションに関する業務
ク　寄附実績の分析及び改善提案に関する業務
ケ　返礼品協力事業者・寄附者からの問い合わせ等対応業務
コ　返礼品代・送料等の精算にかかる業務
サ　寄附受領証明書等発行業務
シ　ワンストップ特例申請の受付等業務

（４）業務期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日

※ただし、令和９年４月１日から、運用を開始できるよう、受託決定後は前事業者からの引継ぎなど、必要な準備を進めること。なお、これに関わる委託料は発生しないものとする。

## ２　審査委員会の設置

企画提案の審査及び本業務の受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定等を行うため、山添村ふるさと納税支援業務プロポーザル審査委員会（以下、「委員

会」という。）を設置する。

## ３　参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア　過去 5 年以内に 3 年以上のふるさと納税支援業務を受託したことがあること。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ　山添村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱（令和 4 年 4 月 1 日山添村告示第 33 号）による指名停止等の措置を受けていない者であること。

エ　山添村税を滞納していない者であること。

オ　法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

カ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団に関係すると認められる者でないこと。

キ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けている者を除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

## ４　日程

日程は、次のとおりとする。ただし、プレゼンテーション及びヒアリング審査以降の日程は予定であり、変更する場合がある。その場合は、参加した法人にその旨を通知する。なお、本案件に関する説明会は開催しない。

| 実施内容 | 実施期間又は期限 |
|---|---|
| 実施要領の交付 | 令和 8 年 11 月 17 日（火） |
| 質問の受付期限 | 令和 8 年 12 月 4 日（金）午後 5 時必着 |
| 参加表明書及び誓約書等の提出期限 | 令和 8 年 12 月 10 日（木）午後 5 時必着 |
| 参加資格審査結果通知 | 令和 8 年 12 月 14 日（月）の予定 |
| 企画提案書の提出期限 | 令和 9 年 1 月 13 日（水）午後 5 時必着 |
| プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施 | 令和 9 年 1 月 19 日（火）午後 |
| 企画提案者への結果通知 | 令和 9 年 1 月 20 日（水）の予定<br>※審査以降速やかに通知する |
| 契約の締結 | 令和 9 年 1 月下旬 |
| 業務開始に向けた準備期間 | 令和 9 年 2 月～3 月 |
| 業務の開始 | 令和 9 年 4 月 1 日 |

## ５　質問の受付及び回答

（１）提出様式及び提出方法

様　　式：質問書（任意様式）

提出方法：電子メールにより担当部署に提出

（２）受付期限

令和８年 12 月４日（金）午後５時必着

（３）回答方法

質問者名を伏せた上で、本村ホームページで随時掲載する。なお、プロポーザルへの参加手続き及び様式などに関する質疑は、電話で受け付ける。

## ６　参加表明書及び誓約書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び誓約書等を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書及び誓約書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

（１）提出書類

ア　プロポーザル参加表明書及び誓約書（様式 1）

イ　会社概要

ウ　法人の定款、規約その他これらに類する書類

エ　法人の登記事項証明書

※発行日から３か月以内のもの。コピー可。

オ　直近２年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

カ　山添村税に滞納がないことを証明する書類

※山添村への納税がない場合、所在地の市町村への滞納がないことの証明（納税証明書）を提出すること。

※発行日から３か月以内のもの。コピー可。

キ　消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明する書類

※発行日から３か月以内のもの。コピー可。

（２）提出期限

令和８年 12 月 10 日（木）午後５時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

（３）提出場所

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大西 151 番地

山添村　地域振興課

（４）提出方法

持参（受付時間は閉庁日を除く午前８時 30 分から午後５時まで）又は郵送とする。

（５）提出部数

２部（正本１部、副本１部）

（６）参加資格の審査

参加資格の審査を行い、参加表明書を提出したすべての者に対し、電子メールにより通知する。

## 7　企画提案書等の提出

企画提案書等を提出する者は、仕様書により企画提案書を作成し、提出するものとする。

（1）提出書類

ア　企画提案書（A4 判任意様式）

※「実施要領」、「仕様書」、「評価基準」の内容を踏まえ、企画提案書を作成すること。

※なお、企画提案書を作成する際は、「評価基準」の評価項目に沿って作成し、どの評価項目の資料か分かるように評価基準の番号を付番すること。

イ　見積書（A4 判任意様式）

①ふるさと納税事務支援業務

・委託料率：●●％

②寄附受領証明書等発行業務　※１（３）サの業務

・お礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書、返信用封筒等の寄附者に対する書類の作成及び郵送料：作成●●円/件・郵送料●●円/件

・上記においてワンストップ特例申請書を送付しない場合の寄附者に対する書類の作成及び郵送料：作成●●円/件・郵送料●●円/件

③ワンストップ特例申請の受付等業務　※１（３）シの業務

・ワンストップ代行手数料：●●円/件

・ワンストップ代行手数料（オンライン）：●●円/件

④返礼品送料

本村が実費額を支払うものであるが、以下の条件の返礼品送料を記載すること。

・送料：●●円/件

［見積りの条件］

- サイズ：80 サイズ
- 配送方法：常温及びクールの２パターン
- 配送エリア：山添村から東京都千代田区、大阪府大阪市の２パターン

⑤その他経費

上記金額とは別に、本村に負担が発生する経費については、算定根拠が分かるように付記すること。

※1 正本のみ契約権限者印を押し、副本はコピー可とする。

※2 記載する提案額には、消費税及び地方消費税相当額が分かるように記載すること。

ウ　実績調書（任意様式）

※地方公共団体等のふるさと納税支援業務に関する具体的な活動実績や成果を記入すること。なお、記入は過去3年間に実績があるもののみとする。

（2）提出期限

令和9年1月13日（水）午後5時必着

（3）提出場所

6（3）に同じ

（4）提出方法

持参（受付時間は閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送とする。

（5）提出部数

５部（正本１部、副本４部）

（6）留意事項

ア　提出書類は、各1部ずつをまとめてファイルに綴じて提出すること。

イ　提出した企画提案書等の著作権は、提出した法人に帰属する。ただし、村は、公表等において必要な場合は、企画提案書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

ウ　提出した書類は、山添村個人情報保護法施行条例（令和4年12月15日山添村条例第17号）の規定に基づき公開することがある。この場合において、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は、非公開とする。

エ　本プロポーザルに対し、1法人が複数の申込を行うことはできない。

オ　参加申込に要する経費は、全て参加者の負担とする。

カ　提出書類に使用する紙は、日本産業規格A4判とする。

キ　提出書類に使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

ク　提出された応募書類は返却しない。

ケ　提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

コ　必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

## ８　審査について

（1）審査方法

審査は、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより委員会が実施する。

（2）プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア　実施日

令和9年1月19日（火）午後

※時間や場所等の詳細については、後日メールにて通知する。

イ　実施場所

山添村役場　会議室

ウ　実施時間

1 者につき 40 分程度（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 20 分程度）
プレゼンテーション後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行う。

エ　出席者

3 名以内（業務責任者となる予定のものは、原則出席すること。）

オ　実施形態

提案は企画提案者ごとに行い、非公開とする。

カ　その他

①提出された見積額が提案上限額を超えている場合や企画提案書の提出期限内に書類が整わない場合等は、その企画提案書は審査から除外する。

②プレゼンテーション時には、本村で準備したプロジェクター又は 50 型テレビモニターを使用することができる。

③追加資料の配布は不可とする。

（３）審査項目及び配点

別紙「評価基準」のとおり

## ９　受託候補者の選定

（１）選定方法

評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

（２）同点時の優先順位

最高点の者が 2 者以上あったときは、「寄附実績の分析及び改善提案」の評価項目の得点が高い者を受託候補者に決定する。

（３）応募者が 1 者である場合の取扱い

本プロポーザルへの参加者が 1 者のみの場合、本実施要領及び仕様書に定める水準を満たす提案であれば、審査の結果においてその者を受託候補者として選定する。ただし、評価点が各項目の合計点（満点）の 6 割未満の場合は、受託候補者となることはできない。

（４）その他

プロポーザルの審査結果に関する異議を申し立てることはできない。また、審査結果の内容に関する問い合わせ（質問）についても一切受け付けない。

## １０　審査結果の通知・公表

受託候補者選定後、参加者に審査結果を通知する。また、選定結果を山添村ホームページにおいて公表する。

## １１　契約に関する事項

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、業務の履行に必要な具体の条件などの協議と調整（以下「契約交渉」という。）を行う。

受託候補者との協議が整わない場合や受託候補者が３の参加資格を満たさなく

なった場合、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。

（１）契約の締結

本村と受託候補者との間で契約交渉が整ったときには、改めて見積書の提出を求め本村の決定した予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、仕様書及び提案を受けた内容等については、本村と受託候補者との協議により、変更することがある。

（２）協定等の解除と損害賠償の制限

山添村議会において本件に係る債務負担行為または次年度予算案が否決された場合、その他やむを得ない事由により本契約を締結できないことが確定した場合、本村は契約を解除することができる。この場合、受託候補者は、本村に対して損害賠償等を請求することはできない。

## １２ 事業の適正な実施に関する事項

（１）業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部など軽微なものや再委託することにより本業務の目的達成に効果的に資すると認められるものについては本村と協議のうえで再委託することができるものとする。

（２）個人情報保護

受託者は、個人情報を取り扱う場合には、山添村個人情報保護法施行条例（令和 4 年 12 月 15 日山添村条例第 17 号）、山添村個人情報保護条例施行規則（平成 15 年 3 月 25 日山添村規則第 2 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（３）守秘義務

受託者は、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

## １３　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ　参加資格要件を満たしていない場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

エ　審査の公平性を害する行為があった場合

オ　その他村長が特にプロポーザルに参加させることが不適当であると認めた場合

## １４　その他

本業務における制作物の著作権については、受託者が従前から著作権を有していた著作物を除き、本村に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者が業務着手後速やかに申し出ることによって留保できるものとし、この場合、本村は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

【担当部署及び問い合わせ先】
山添村　地域振興課
〒630－2344 奈良県山辺郡山添村大西 151 番地
TEL：0743-85-0048（直通）　FAX：0743-85-0472
E-mail：chiikishinkou@vill.yamazoe.nara.jp